

「結果公表」 公の施設の指定管理者監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を実施しましたのでその結果を公表します。

田川市監査委員 村上耕一
田川市監査委員 北山隆之

▼監査の対象

田川市の公の施設のうち、指定管理者制度を導入している施設の指定管理者および当該施設の管理担当課を監査対象としました。なお、複数の施設に該当する事項で統一すべき事項については総務部行政改革推進室も対象としています。

▼監査の範囲

- (1)平成21年度(平成21年4月～9月末日)における指定管理者の出納およびその他の事務の執行で、左記監査対象施設の管理に係るものについて(指定管理者関係)
- (2)平成21年4月1日からの指定管理者の候補者選定事務について(管理担当課関係)
- (3)平成21年度(平成21年4月～9

月末日)における指定管理者に関する財務などの執行状況について(管理担当課関係)

▼監査の期間

平成21年12月17日

▼監査の結果

事務執行の一部については改善・検討を要する事項がありましたので、適正な事務処理を行うとともに、財務事務などの執行について、万全を期するようにしてください。

施設名	指定管理者	管理担当課
田川文化センターなど	田川ビルメンテナンス※1	教育委員会文化課
たがわ情報センター	(株)クリエイティブジャパン	総務部総務防災課
田川市体育施設	田川市体育協会※2	教育委員会生涯学習課
田川市市民プール	後藤寺商店街振興組合	教育委員会生涯学習課
田川市市営住宅など	(財)田川市住宅管理公社	建設経済部建築住宅課
田川市総合福祉センター	田川市社会福祉協議会※3	福祉部健康福祉課

※1は協同組合、※2は特定非営利活動法人、※3は社会福祉法人

【指定管理者委託料の決定】

指定管理者委託料を決定する決裁に、委託料の妥当性についての説明がされていませんでした。決裁に委託料の妥当性についての説明を加えるように要望しました。(市営住宅以外)／措置区分3

【指定管理者の支出経理】

減価償却費、運営予備費、引当金、反省会費、備品購入費については、今後、一定のルールを作つて支出の適否を確認するよう要望しました。(文化センター、情報センター、市民プール、行政改革推進室)／措置区分3

【利用料金の承認】

利用料金については事前に市の承認が必要とされていますが、その承認申請が未提出のものや承認についての決裁を経っていないものがありましたので注意しました。(文化センター、体育施設)／措置区分1

【指定管理者の費用の分類】

予算と決算で費用の分類が異なっているケースがありましたので注意しました。(体育施設)

各施設で費用の分類が統一されていませんでしたので、統一されたルールの下、諸表が作成されるよう要望しました。(行政改革推進室)／措置区分3

【指定管理者の再委託業務】

毎年度同金額で再委託している業務がありましたので、複数年契約による経費縮減や複数見積り競争による経費縮減に努めるよう要望しました。(情報センター、市民プール、総合福祉センター)／措置区分1

【報告書の決裁】

指定管理者から提出された報告書については、内容の適否を確認し、その状況を記した上で決裁するよう注意しました。(各施設)／措置区分1

※措置区分とは、監査の結果を受けて、改善などの措置を実施した状況を示したもので、「1」は実施済、「2」は決定済(実施することに決定したもので、時期が到来しないと実施できないもの)、「3」は検討中、「4」は不可能・不要(実施できないものまたは実施する必要がないもの)、「5」はその他を示しています。

※紙面の都合上、すべてを掲載できません。公の施設の指定管理者監査結果報告の全文の閲覧を希望する人は、総務防災課または監査事務局まで申し出てください。また、田川市ホームページにも全文を掲載しています。